

高校生保護者等の皆様

大阪府私立高等学校等授業料支援補助金の申請について

令和8年度大阪府私立高等学校等授業料支援補助金の申請書を配付いたします。
国の「就学支援金」または大阪府の「新修学支援金」と併せて申請することにより、保護者が負担する授業料が無償となる大切な書類です。以下の説明と注意事項を充分にお読みいただき、リーフレット『令和8年度 授業料支援補助金の申請手続きについて』P.4、P.5の申請書を記入し、ご提出ください。

制度概要

- ◆ 次の①～③の要件をすべて満たすことが条件となります。
 - ① **生徒が国の就学支援金または大阪府の私立高校生等新修学支援金を申請していること**
※未申請の場合、補助金の受給を辞退したとみなされます。
 - ② **生徒が就学支援推進校に在学していること。**
※本校は就学支援推進校に指定されています。
 - ③ **毎月1日時点(基準日)で在籍し、生徒及び保護者等(父母)が大阪府内に在住していること**
※単身赴任等でやむを得ず他府県に住民票を移している保護者がいる場合、当該事情を証明する書類の提出があり、世帯の生活の本拠が大阪府にあると認められる場合は、その保護者は大阪府在住とみなされます。まずは、学校までご連絡ください。
- ◆ 就学支援金等と今回の授業料支援補助金を併せて実質無償化となります。

申請に必要な書類 ※諸事情により申請しない場合は、必ず学校事務局までご連絡をお願いします

授業料支援申請書(様式第1号の5)《リーフレットP.4、P.5》両面の必要事項を全て記入

- ◎ 授業料支援補助金の申請に関する確認書(P.4 1.~2.の該当事項に☑ 記入)

※注意(P.4 2.-③)

5月の就学支援金申請時に世帯全員の住民票を添付していない場合(生徒と別居の保護者分が提出できていない等)は、学校事務局までご連絡の上、提出していない方の住民票の写し(コピー不可)を提出してください。

- ◎ 申請者(生徒氏名) ◎ 保護者(父母)等に関する事項

- ◎ 添付書類に関する事項(☑ 記入) ◎ 確認事項(☑ 記入)

提出期限 **令和8年6月25日(木)【期日厳守】【全員提出】**

書類を全て配付時の封筒に入れ、担任にご提出ください。

大阪府へは申請者全員分を一括して申請しますので、提出期限はくれぐれも厳守してください。

◆ 注意事項 ◆

- ① 毎月1日時点で受給要件を満たしている月に対して支援補助金が支給されます。
- ② 訂正箇所は二重線で消し、書き直してください。修正ペン不可、訂正印は不要です。
- ③ ご不明な点や特別な事情等がございましたら、学校事務局までご相談、お問い合わせください。

◆ 必要書類チェック表 ◆ ※提出前に必ずご確認ください。

<input type="checkbox"/>	『授業料支援申請書(様式第1号の5)』《リーフレットP.4、P.5》 『授業料支援補助金の申請に関する確認書』 ※該当項目をすべて記入。
<input type="checkbox"/>	『住民票』の写し(コピー不可) ※次に該当する場合のみ ※5月の就学支援金申請時に世帯全員の住民票を提出できていない場合 (別居の保護者の住民票が未提出など)
<input type="checkbox"/>	保護者の在住要件に関する書類 【リーフレットP.3を確認】 ※保護者の一方がやむを得ず府外に在住する場合

お問い合わせ先：事務局総務課庶務係

Tel:072-937-2855